

政務活動費使途基準運用方針

令和3年2月26日 議会運営委員会

1. 使途基準の運用方針・算定基準

① 調査研究費

- ・研修会での飲食のみの会費、負担金は認めない。
- ・親睦会のみの会費、負担金は認めない。
- ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

② 研修費

- ・講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費等
- ・視察研修は、事前に計画書、事後に視察報告書を提出する。
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

③ 広報費

- ・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代
- ・広報紙作成費用及びチラシ作成費で、それぞれ印刷物を1部添付する。

④ 広聴費

- ・資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費
- ・会派議員のみ会合の茶菓子代は認めない。

⑤ 要請・陳情活動費

- ・文書通信費、交通費、宿泊費等
- ・武雄市旅費規程による。ただし日当は支出しない。

⑥ 会議費

- ・各会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加費用
- ・会派議員のみ会合の茶菓子代は認めない。

⑦ 資料作成費

- ・政務活動に必要な資料の作成に要する経費（消耗品費等）
- ・会議等の資料作成費、翻訳費等

⑧ 資料購入費

- ・政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
- ・日刊紙は1紙のみ。（専門誌は除く）
- ・政党機関紙は自己党機関紙以外。
- ・書籍は週刊誌・雑誌・小説を除く。また、書籍名を明記する。

⑨ 人件費

- ・政務活動を補助する職員を雇用する経費

⑩ 事務所費

- ・パソコン等高価なものはリース対応で、備品として購入の際は、個々に経費の1/2で限度額5万円とする。（修理代についても同様）

- ・パソコン、タブレット端末等のソフトウェア、アプリケーションの購入費、使用料については、購入、定額払い（サブスクリプション契約等）の別を問わず、個々のソフトウェア、アプリケーション毎に経費の1/2で限度額2万円とする。
- ・携帯電話使用料（パケット料も含む）、インターネット（パソコン用）使用料については、それぞれ経費の1/2で月額5千円限度額とする。
- ・食糧費は認めない。

⑪ **その他**

- ・領収書には、必ず品名がわかる領収書を提出する。
- ・消耗品は全額認める。

2. 充ててはならない経費

① **政党本来の活動に属する経費**

- ・政党会費、政党が主催する研修会等の参加のための負担金、旅費
政党独自の広報誌

② **交際費的な経費**

- ・慶弔費、電報、お見舞い、新聞広告料、年賀状、名刺印刷代、
パーティ券購入、親睦会費、餞別、寄付、賛助金、団体入会金
団体会費等

③ **会議に伴わない茶菓子等**

- ・会派等の日常消費するコーヒー、お茶、茶菓子代

④ **レクリエーション等の経費**

- ・会派親睦会、食事会、スポーツ大会

⑤ **選挙活動に伴う経費**

- ・後援会会費、後援会会議、選挙公報誌、選挙事務所関連経費

附 則

平成25年3月1日から適用する。

附 則（令和3年2月26日）

令和3年4月1日から適用する。